

鶴が台小学校プール敷地を利活用した香川保育園再編整備について

本市の公立保育園については、令和7年8月に策定した公立保育園再編整備方針（以下「再編整備方針」という。）に基づく計画的な施設整備を進めています。香川保育園再編整備に当たり新施設に必要な機能等を踏まえて検討した結果、鶴が台小学校のプール敷地への移転による再編整備が最適であるとの判断に至ったため、当該地の利活用による整備を進めます。

1 香川保育園の現状

(1) 香川保育園の概要

所在地	香川4丁目46番1号	建築年月	昭和47年(1972年)3月
延床面積	516.98㎡		*築54年
敷地面積	1142.00㎡	構造	鉄筋コンクリート造
定員	90人	在園児数	89人(令和8年4月1日現在)

(2) 香川保育園の再編整備の必要性

- ・再編整備方針に基づき整備を進める3園のうち、目標耐用年数(築60年)に到達する時期が最も早い(令和13年度末。ただし、躯体調査結果より令和15年度まで延長。)
- ・建築から54年を経過したこと及び大規模改修を実施していないことから、施設の老朽化等に課題があり、保育環境・業務環境に改善が必要な時期に来ている。
- ・同一の教育・保育提供区域内にある鶴が台保育園が受入停止を段階的に開始しており、当該区域における公立保育園の集約を具体化すべき時期にある。

2 香川保育園の再編整備の基本方針

再編整備方針その他の施策、保育園に勤務する職員のニーズ及び香川保育園の存する教育・保育提供区域の保育需要の推計を踏まえ、次の4つの基本方針に基づき、香川保育園の再編整備を進めることとします。

(1) 公立保育園が果たしていくべき役割に必要な機能の確保

再編整備方針に基づき保育や子育て支援を保障するインフラやセーフティネットとしての役割を重点的に果たしていくために必要な機能を確保する。

近年、障がいのある園児の入園数が概ね増加傾向にあること及び公立保育園における受入割合が多いことを踏まえ、再編整備方針に掲げる公立保育園の役割のうち、配慮が必要な子どもの受け入れについては、特に充実した機能を整備する。

(2) 安全・安心な保育環境及び良好な勤務環境の確保

子どもの安全・安心と発達を支えるため、法令等に定める基準を満たすのみならず、ゆとりある保育スペースやスムーズな動線等の質の高い保育環境を確保するとともに、保育園に勤務する職員に対する処遇改善及び職場の安全衛生向上の観点から、職員用諸室の拡張・充実により良好な勤務環境を確保する。

(3) 保育需要の推計に基づく適切な規模の確保

香川保育園のある教育・保育提供区域は、就学前児童数や保育需要が減少傾向にある区域であることから、現在の香川保育園の定員90人を基本に、最新の人口動態の推計を踏まえ、当該区域の保育需要の動向に応じた規模を確保する。

※ 再編整備方針に基づき、公立保育園は教育・保育提供区域ごとに1園の配置を基本とすることから、同じ区域内にある鶴が台保育園については受入停止を既に段階的に実施している(令和13年3月をもって閉園する。)。これに伴う利用定員数の減少については、付近の民間保育園の整備等により対応する。

(4) 周辺住民の住環境との調和

近年、保育園から生ずる音や、自動車等による保護者の送迎について保育園の周辺住民から意見をいただくことが多く、園庭の利用時間の制限をせざるを得なくなり、子どもの成長発達に十分な環境を整えられなくなるほか、自動車送迎の禁止等の事案も生じていることから、周辺住民の住環境には十分配慮した施設とする。

3 香川保育園の再編整備の手法

再編整備の手法は、①大規模改修の実施による目標耐用年数の延長(60年から80年に延長)②現地での建替え③現地からの移転の3つが想定されますが、2(1)及び(2)を踏まえると、再編整備後の施設規模は現施設の延床面積を上回る必要があります。

①大規模改修の手法では、現施設の延床面積と同規模の、②現地での建替えの手法では、法令上、現施設の延床面積を下回る規模の施設しか検討できず、再編整備後の香川保育園に必要な機能の確保が困難となります。そのため、現施設の延床面積を上回る規模を確保することができる③現地からの移転の手法を採用することとしました。

また、移転先の選定に当たっては、良質な保育環境の確保を前提としつつ、再編整備に要するコストを考慮して、利活用可能な市有地を優先的に候補地としました。

4 鶴が台小学校プール敷地の移転先としての適地性

令和8年6月に策定された「小学校プール敷地の利活用について」において公共利用の検討が可能とされた小学校プール敷地は、移転先として適切な規模を有し、計画的な整備が可能な市有地であり、現時点で小学校プール敷地以外に候補地はありません。

香川保育園のある教育・保育提供区域内にあっては、香川小学校と鶴が台小学校のプール敷地が利活用可能とされていますが、2に掲げる4つの基本方針の全てに応えるためには、鶴が台小学校のプール敷地の利活用によることが最適です。

○鶴が台小学校プール敷地

現況写真		敷地面積	約1,060㎡
		用途地域	第1種中高層住宅専用地域
		建蔽率/容積率	60/200
		道路状況	西側道路 (車道 6.5m+歩道 2.5m)

5 スケジュール

次の工程を想定し、令和8年度においては、新施設に必要な機能水準や事業手法等を精査して基本計画を策定するとともに、住民説明を通じて地域の意向を把握して相互理解の推進に努めます。また、供用開始の時期は、令和13年4月を予定します。これは、安全・安心な保育環境の早期確保や、配慮が必要な子どもに対する保育及び支援の切れ目ない提供と迅速な拡充等を図るためであり、鶴が台保育園の閉園時期も勘案したものです。なお、保育環境の継続性や園児・保護者負担等の観点から、在園児童が現在の香川保育園に卒園まで在園することができるよう十分配慮することとします。

	R8	R9, R10	R11, R12	R13
全員協議会	●			
学校協議	●—●			
住民説明 （入園希望者・在園児保護者・近隣住民・小学校保護者・UR）		●—●		●
	●—●			
	●—●			
基本計画策定	●—●			
建物位置・敷地測量		●—●		
プール施設解体		●—●		
基本設計・実施設計・地質調査		●—●		
給水改修			●—●	
建設工事・正門改修			●—●	
開園準備				●—●
供用開始				◆→

※今後の状況に応じて実施時期や内容を変更する場合がありますが、その場合であっても、在園児童には十分配慮した計画とします。

公立保育園再編整備方針

茅ヶ崎市

目次

1	方針策定の経緯	1
2	関連計画での位置付け	1
3	保育園をめぐる状況	2
(1)	前方針策定以後の保育をめぐる社会情勢	2
(2)	市内保育園の園数・定員数の推移	3
(3)	市内の就学前児童数・入園児童数・待機児童数等の推移	3
(4)	市内の子育てや保育に関する状況	4
4	市内公立保育園の状況	5
(1)	公立保育園の建物等の状況	5
(2)	公立保育園の職員の状況	6
(3)	前方針に基づく公立保育園の地域子育て支援等の状況	6
5	公立保育園の役割	7
6	公立保育園の再編整備	9
7	再編整備の計画期間	13
8	長期的視点による再編	14
9	まとめ	14
	【用語解説】	15
	【別紙1】茅ヶ崎市の教育・保育提供区域	17
	【別紙2】想定する参考スケジュール	18

1 方針策定の経緯

本市の公立保育園は、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより地域に見守られて子どもが育つことが難しくなってきたこと等を背景にして、平成21（2009）年2月に策定した「公立保育園に関する今後の方針について」（以下、「前方針」という。）に基づき、保育士としての豊富な経験や専門性を生かした地域の子育て支援の拠点として、公設公営6園と公設民営（指定管理）1園の計7園で運営してきました。

その後、15年以上が経過し、保育をめぐる社会情勢の様々な変化や、公設公営保育園のうち5園の施設について老朽化が進んで建て替え等を検討する必要性が生じていること等、公立保育園を取り巻く状況は平成21（2009）年当時とは大きく変化しています。

そのため、社会情勢等に合わせて「前方針」を改定し、公立保育園の在り方を新たに定め、質の高い保育と安全な保育環境を提供して本市の子どもたちを健やかに育んでいくとともに、老朽化した施設への対応も含めた公立保育園の再編整備方針を策定します。

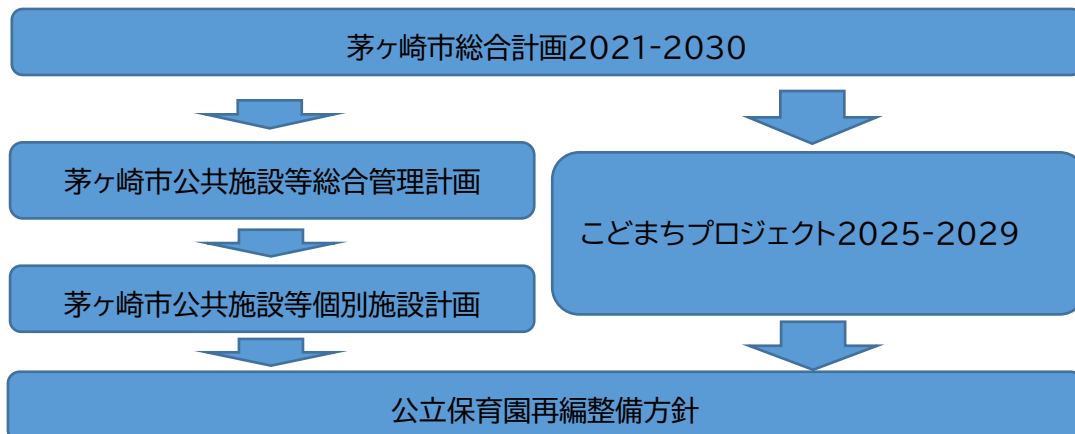
2 関連計画での位置付け

「茅ヶ崎市総合計画2021-2030」では、政策目標1「子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち」において、取り組みの方向性として「保育サービスの充実」と「保育の質の向上」に取り組むこととしています。

「こどもまちプロジェクト2025-2029」では、基本目標2（2）「こどもの成長に最適な教育・保育の確保や、多様な遊びや体験を通じて活躍できる機会の提供」において、「施設の修繕や改修など、こどもたちが安全に快適に過ごすことができるよう環境の整備に努めます。」としており、安全な環境の整備に取り組むこととしています。

「茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」（令和6年3月）（以下、「個別施設計画」という。）では、建物耐用年数が迫っている香川保育園と鶴が台保育園については、「現状維持（建て替え）又は集約化・複合化」が今後の対応方針として示されており、その他の公立保育園についても、想定される施設のあり方として「現状維持、複合化（受入又は移転）、民間移管」が示されています。

「公立保育園再編整備方針」は、これらの関連計画を受けて、安全・安心な保育環境の整備に取り組むことにより保育の充実・質の向上を図っていくことを示したものです。



3 保育園をめぐる状況

(1) 前方針策定以後の保育をめぐる社会情勢

平成21(2009)年付近で保育園に大きな影響を与えた社会情勢は、平成20年(2008)年9月に起きた、いわゆる「リーマンショック」による経済不況があります。この経済不況により保育ニーズが全国的に急増し、本市でも待機児童対策を本格的に実施する契機となりました。この状況は現在も続いています。

平成23(2011)年3月には東日本大震災により本市で震度5弱の地震が発生し、保育園では翌日まで子どもを預かるなど、災害対策を考えるきっかけとなりました。

平成27(2015)年4月には、核家族化等により負担感が増していた子育てについて、支援を法的に保障するため、子ども・子育て支援法に基づいて保育も含めた子育て支援に法定の給付制度を導入する「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

平成28(2016)年2月には、保育園に入れないことを批判する保護者のブログが取り上げられるなど都市部では待機児童がより深刻となり、国が待機児童対策を緊急的に実施する事態となりました。同時に、保育園整備が急速に進んだことにより保育士不足が顕在化し、現在では、少子化や負担の大きい業務への敬遠傾向などに伴う成り手の減少により、保育士不足がさらに深刻な状況となっています。

平成30(2018)年4月には、保育所保育指針が約10年ぶりに改定され、時代の変化に合わせて、3歳未満児の保育の充実・幼児教育で育みたい子どもの姿の明確化・保護者や地域への子育て支援の必要性などが示されました。

令和元(2019)年10月には、子育てへのさらなる支援として幼児教育・保育の無償化が導入され、幼稚園も含めた3歳以上の保育料無償化などが始まりました。

令和元(2019)年10月には、台風第19号の影響で大雨特別警報が発表され、保育園が初めて休園となる事態となり、令和6年(2024)年8月には台風第10号により市内の一部に「高齢者等避難」が発令され、保育園が休園することとなりました。

令和2(2020)年からは新型コロナウイルス感染症への対応が始まり、令和5(2023)年5月に感染症法上の5類感染症となるまで、感染状況に応じて登園自粛や休園など、試行錯誤しながら対策を行い、感染症対策だけでなく、どのように保育を継続していくかなど、保育の在り方そのものを見直すこととなりました。

令和3(2021)年7月に福岡県・令和4(2022)年9月に静岡県で起きた園児の園バス置き去り、令和4(2022)年11月に静岡県で起きた不適切な保育等、園児の安全を脅かす出来事が起き、安全・安心な保育への対応が迫られる事態となりました。

令和5(2023)年4月には「こどもまんなか社会」の司令塔としてこども家庭庁が国に設置され、令和6(2024)年12月には全国的な保育需要の減少を受けて「保育政策の新たな方向性」を打ち出し、持続可能で質の高い保育の実現を目指しています。

以上のように、この15年間は、保育園にとっては、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援が保障される動きがあった一方で、待機児童・保育士不足の課題が継続するとともに、災害・非常事態、保育の安全・安心への対応が求められることとなりました。

(2) 市内保育園の園数・定員数の推移

保育ニーズが急増した平成20(2008)年以降、本市では待機児童対策のため、保育園の新設、特に民間の保育園の新設を進めてきました。

		平成 20 (2008)年	平成 24 (2012)年	平成 27 (2015)年	令和 2 (2020)年	令和 7 (2025)年
公立	公設公営保育園	6 園 (570 人)	6 園 (570 人)	6 園 (600 人)	6 園 (600 人)	6 園 (600 人)
	公設民営保育園		1 園 (120 人)	1 園 (120 人)	1 園 (120 人)	1 園 (120 人)
民間	保育園	14 園 (1,320 人)	17 園 (1,540 人)	28 園 (2,253 人)	36 園 (2,943 人)	39 園 (3,064 人)
	認定こども園(保育部分)				7 園 (307 人)	12 園 (691 人)
	地域型保育事業			7 園 (26 人)	21 園 (316 人)	23 園 (340 人)
計		20 園 (1,890 人)	24 園 (2,230 人)	42 園 (2,999 人)	71 園 (4,286 人)	81 園 (4,815 人)
公立の割合		30.0% (30.2%)	29.2% (26.9%)	16.7% (24.0%)	9.9% (16.8%)	8.6% (15.0%)

※4月1日現在。()内は定員。

(3) 市内の就学前児童数・入園児童数・待機児童数等の推移

就学前児童数(0～5 歳)は減少傾向にありますが、入園申請数は平成20(2008)年以降一貫して増加し続けており、しばらくはこの傾向が続くと考えられます。保育園の新設等により入園数は増加しています。待機児童数は少ない状況が近年は続いています。保留児童数は増減を繰り返しています。

4月1日現在	平成 20 (2008)年	平成 24 (2012)年	平成 27 (2015)年	令和 2 (2020)年	令和 7 (2025)年
就学前児童数(A)	12,684 人	12,797 人	12,585 人	11,544 人	10,195 人
入園申請数(B)	2,273 人	2,893 人	3,495 人	4,609 人	5,252 人
保育需要率(B/A)	17.9%	22.6%	27.8%	39.9%	51.5%
入園数	2,048 人	2,399 人	3,084 人	4,434 人	4,945 人
保留児童数	225 人	494 人	411 人	175 人	307 人
待機児童数	101 人	180 人	115 人	0 人	0 人

※1:保留児童数は、保育園に入園できていない全体の人数(入園申請数－入園数)

※2:待機児童数は、保留児童数のうち、国の待機児童の基準に合致する人数

(4) 市内の子育てや保育に関する状況

① 核家族世帯数の推移

核家族世帯は年々増加しています。核家族化の進行は、家庭内で子育ての担い手が減少し、家庭の状況によっては子育ての孤立化につながりやすい傾向があります。

	平成 22 (2010) 年	平成 27(2015)年	令和 2(2019)年
核家族世帯	62,661 世帯	64,777 世帯	65,993 世帯
単独世帯	24,205 世帯	27,388 世帯	31,039 世帯
その他の世帯	6,490 世帯	5,652 世帯	5,332 世帯

国勢調査(10月1日現在)

② 共働き世帯の推移

6歳未満の子がいる世帯は減少している一方で、共働き世帯は年々増加しています。

	平成 22 (2010) 年	平成 27(2015)年	令和 2(2019)年
6歳未満の子がいる世帯	9,237 世帯	9,039 世帯	8,244 世帯
うち共働き世帯	2,650 世帯	3,358 世帯	3,512 世帯

国勢調査(10月1日現在)

③ 虐待相談件数の推移

本市の児童虐待相談件数は増加傾向にあります。

	令和元 (2019)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5 (2023)年
相談件数	140 件	123 件	159 件	190 件	273 件

こどもまちプロジェクト 2025-2029

④ 障がいのある園児の推移

障がいのある園児の入園数は、年度により増減はあるものの、概ね増加傾向にあります。その中で、公立保育園に在園する割合は高くなっています。

	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5 (2023)年	令和 6 (2024 年)
公立保育園	4 人(0.6%)	10 人(1.4%)	8 人(1.1%)	21 人(2.9%)	16 人(2.2%)
民間保育園	14 人(0.4%)	33 人(0.9%)	44 人(1.1%)	47 人(1.2%)	79 人(2.0%)

※()内は定員に対する在園の割合

4 市内公立保育園の状況

本市の公立保育園は現在7園あります。そのうち、子どもの人口が増えた昭和40～50年代に公設公営6園が開園しています。6園目の公設公営保育園が開園した昭和58（1983）年当時は、市内の保育園は民間も含めて全部で18園、そのうち6園が公立保育園となっていて、公立保育園の割合が現在よりも大幅に高くなっていました。これは、当時は保育園の設置主体が市町村か社会福祉法人に国により限定されていたためです（設置主体の制限は平成12（2000）年に撤廃）。

その後、建設地等の事情により、公設公営保育園2園が平成元（1989）年と平成27（2015）年に移転しました。また、平成24（2012）年には、1園が公設民営で開園しています。

7園のうち4園は建築から40年以上が経過しており、著しく老朽化が進んでいます。保育園は、土曜日も含めて年間で約300日開園しており、夏休みなどの長期休業もないため、大規模改修に必要なまとまった期間がとれず、小規模な修繕を繰り返している現状があります。建築基準法の定める耐震基準は満たしているものの、子どもたちに安全・安心な保育環境を提供する必要があります。

保育に関しては、法令や保育所保育指針に基づく保育を実施するだけでなく、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより子育て環境が厳しくなっていることを背景として、平成21（2009）年2月に策定した「前方針」に基づき、地域の子育て家庭への保育の専門家としての豊富な経験を生かした支援を強化して実施し、子育て家庭全体を支えていく拠点としての役割を果たしてきました。

（1）公立保育園の建物等の状況

公立保育園は建築から40年を超えている建物が4園あります。

	定員	建築年	年数	延べ面積	構造
鶴が台保育園	90人	昭和45(1970)年	55年	491.54㎡	RC造1階
香川保育園	90人	昭和47(1972)年	53年	516.98㎡	RC造2階
浜須賀保育園	150人	昭和53(1978)年	47年	949.02㎡	RC造2階
室田保育園	60人	昭和58(1983)年	42年	490.93㎡	RC造2階
小和田保育園	90人	平成元(1989)年	36年	493.49㎡	RC造1階
中海岸保育園 (公設民営)	120人	平成24(2012)年	13年	1116.36㎡	RC造2階
浜見平保育園	120人	平成27(2015)年	10年	2155.29㎡	S造2階

※1:令和7(2025)年4月現在 ※2:RC造…鉄筋コンクリート造、S造…鉄骨造

※3:小和田保育園と浜見平保育園は一度移転しています。

※4:面積は固定資産台帳から引用しています(浜見平保育園は認可面積)。

(2) 公立保育園の職員の状況

公立保育園（公設公営）の常勤職員は、保育園経験年数が民間保育園の常勤職員より5.5年長くなっており、経験を積んでいる職員が多いと考えられます。

	公立保育園	民間保育園
常勤職員の経験年数	15.1年	9.6年

※公立保育園は令和6(2024)年度の職員、民間保育園は令和5(2023)年度の職員

(3) 前方針に基づく公立保育園の地域子育て支援等の状況

平成21(2009)年2月に策定した「前方針」に基づき、本市の公立保育園では、園児への保育だけでなく、保育士としての豊富な経験や専門性を生かした地域の子育て支援の拠点として、地域の子育て家庭への支援・障がいのある子どもの受け入れ(3(4)④のとおり)・休日保育を強化して実施してきました。現在、実施している事業は次のとおりです。新型コロナウイルス感染症まん延時は実施を見合わせる事業もありましたが、コロナ禍が終息した現在では、積極的に事業を実施しています。

①園庭開放

親子が気軽に遊びに来られるよう、保育園の園庭を開放する事業。月曜日～金曜日の週5回(午前10時～午後3時)に実施。来園時に子育てに係る相談も保育士にすることができる。令和5(2023)年の利用実績は延べ1810人。

②のびのび広場

月1回、各園で親子に集ってもらい、制作・運動遊び・絵本の読み聞かせや様々なイベントなどを行う事業。来園時に子育てに関する相談をすることもでき、他の子育て家庭と交流して仲間づくりをすることもできる。令和5(2023)年の利用実績は延べ601人(内訳は子ども321人、保護者280人)。

③ふれあい広場

子育て家庭を対象に、年1回、浜見平保育園ホール等で様々な遊びのイベントを行う事業。令和5(2023)年の利用実績は延べ146人(内訳は子ども69人、保護者77人)。

④Instagramアカウント「Cちゃんのあそびば」

公立保育園で実施している地域子育てイベントや子育てに役立つ情報を発信する事業。Instagramを通じて保育園での遊びの紹介、保育園で提供している給食の紹介、浜見平保育園地域育児センターの紹介などすることで子育て家庭を支援している。令和7(2025)年1月時点フォロワー数は726人。週に1回程度プラス不定期で発信している。

⑤体験保育

子育てをしている家庭を対象に、保育園での保育や給食を体験し、日頃の子育ての参考にしてもらう事業。令和5(2023)年の利用実績は延べ71人(内訳は子ども

36人、保護者35人)。

⑥地域育児センター

浜見平保育園内の地域育児センターで、子育て家庭が自由に利用できるフリースペースの運営、子育て相談の実施、子育て情報の提供を行う事業。令和5(2023)年の利用実績は延べ1万1667人(内訳は子ども6275人、保護者5392人)。

⑦一時預かり

浜見平保育園で子どもを一時的に預かる事業。冠婚葬祭、リフレッシュ、就労、保護者の通院など、理由に関わらず利用できる。令和5(2023)年の利用実績は延べ790人。

⑧休日保育

通常は保育園の休園日となる日曜日や祝日に園児を預かる事業。公立保育園1園で実施。令和5(2023)年の利用実績は68日で延べ225人。

5 公立保育園の役割

平成21(2009)年2月に策定した「前方針」以降、保育ニーズの急激な高まりにより、本市では待機児童解消を目的として多くの民間保育園が新設され、3(2)の「市内保育園の園数・定員数の推移」に見られるように、民間保育園が保育の大きな役割を担っている状況にあります。そのような中で、公立保育園が果たしていくべき役割は、「公立保育園がすべきこと」「民間保育園ができないこと・行うのが難しいこと」として再整理していく必要があります。

また、児童福祉法第24条第1項では、「市町村は、…保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、…当該児童を保育所において保育しなければならない。」となっており、民間保育園で保育ができない場合、保育の実施責任を市が担うこととなります。

3の「保育園をめぐる状況」や4の「市内公立保育園の状況」を踏まえ、公立保育園は、保育や子育て支援を保障するインフラ(基盤となる施設)やセーフティネット(安全網)の役割を重点的に果たしていくこととし、具体的な役割を次の4つとします。

① 災害時や非常時の緊急的な保育の実施(新規)

近年では、自然災害や新たな感染症などにより保育が実施できない事態が多く起こっています。しかしながら、そのような事態にあっても、救助活動などの災害対応をする保護者や社会基盤を支えるエッセンシャルワーカー(生活必須職従事者)である保護者は、子どもを保育園に預けて社会活動を継続していく必要があります。そのため、災害等で多くの保育園が休園を余儀なくされる状況では、最低限の保育を実施して社会活動を支えていく、緊急的な保育を行う役割を担っていきます。

② 配慮が必要な子どもの受け入れ（拡充）

配慮が必要な子ども（障がい児や医療的ケア児等）の受け入れでは、保育体制を整える必要があることから、民間保育園では受け入れが難しいことが多く、3（4）④の「障がいのある園児の推移」にあるように、公立保育園での受け入れが多い状況があります。民間保育園での受け入れが困難な子どもについて、公立保育園で積極的に受け入れを進めます。また、保育園の入園児童数が増えるにつれて、入園当初は発達課題が分からず、保育園で成長するにつれて課題が見つかる子どもが多くなっています。発達に課題が見つかった子どもを適切に保育し、そして適切な機関につなげていくことができるよう、公立保育園がコーディネーター（調整役）の役割を担い、民間保育園への支援も合わせ実施していく役割を担います。

③ 保育の質の向上を目指した連携・支援（新規）

これまで見てきたように、通常の保育では、民間保育園が大きな役割を果たしています。民間保育園では経験豊富で安定した保育運営を行っている園がある一方で、待機児童解消のための急速な新設整備に伴って運営経験が浅い保育園も増えており、保育水準の維持が難しい側面もあります。特に、0～2歳の定員19人以下の小規模な保育園である地域型保育事業では、保育園運営が初めての事業者がいるなど、その傾向が強くなっています。そのため、公立保育園の豊富な経験を活かして、保育の質の維持・向上のため、民間保育園に対する保育に係る相談支援、ノウハウの提供、巡回指導の実施など、公立保育園が本市の保育全体を支えていく役割を担っていきます。

また、公立保育園が中心となって保育に係る交流や研修等を実施することにより、公立と民間保育園が共に連携して市全体の保育の質を向上させる取組を実施します。

また、公立保育園は行政機関であり、関係機関との連携も積極的に行っていきます。

【認可された保育園としての運営経験平均年数（令和6（2024）年4月現在）】

公立保育園（公設公営）：59年

民間保育園（平成20（2008）年以降の新設園55園）：10.8年

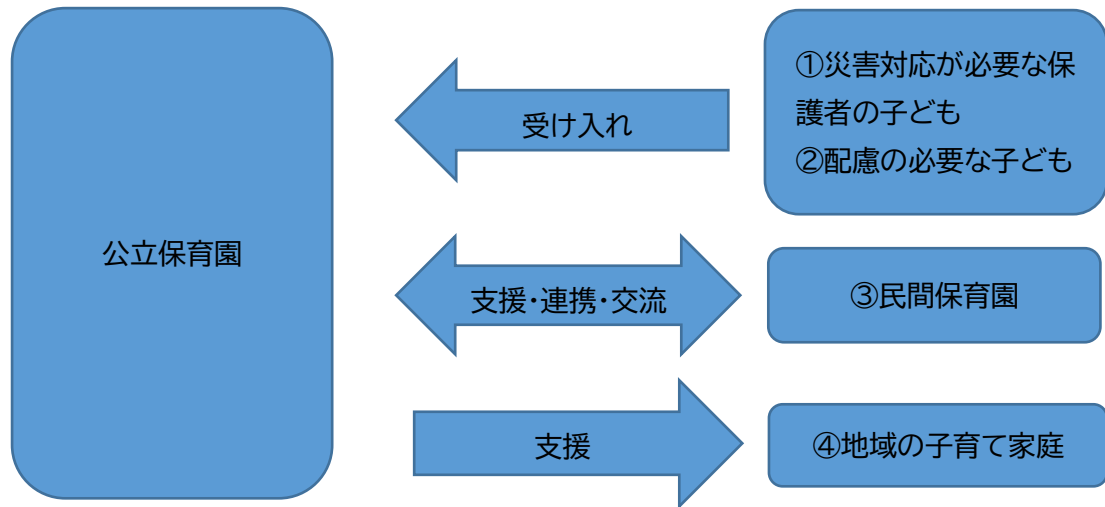
民間保育園のうち地域型保育事業21園：7.9年

④ 地域の子育て支援（拡充）

子育てをめぐる社会情勢は、核家族化の進行や虐待相談の増加など、ますます厳しくなっています。子育てをしている保護者が支援を受けられず孤立し、「ワンオペ育児」という言葉も広まっています。公立保育園は、通常保育に加え保育の専門家としての豊富な経験を生かして、子育て家庭を支える役割を「前方針」から引き続き担います。

また、令和8（2026）年4月から法定事業として始まる、こども誰でも通園制度（生後6か月から3歳未満の保育園に通っていない子どもを一定時間の範囲内で預かる制度）について、地域の子育て支援として必要に応じて実施していきます。

【公立保育園の役割のイメージ】



6 公立保育園の再編整備

子ども・子育て支援法に基づいて策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育の提供区域）を定めることとなっています。本市では、「別紙1」のように、A から E の5つに教育・保育提供区域を分けています。5「公立保育園の役割」で述べた、保育や子育て支援を保障するインフラやセーフティネットとしての公立保育園の役割を果たしていくため教育・保育提供区域ごとに公立保育園1園を、保育・子育て支援の拠点となる基幹保育園として配置することを基本とします。

ただし、区域の状況により、他の手段で5の「公立保育園の役割」①から④の一部がすでに果たされている場合は、それを除いた役割を実施します。

また、1つの区域で複数の公立保育園がある場合は、当該区域の子どもの人口や保育需要の状況を勘案し、1つの公立保育園に集約することを基本とします。そして、5「公立保育園の役割」を果たす基幹保育園として運営していく公立保育園は、既存建物の健全度を確認した上で大規模改修を実施し、更なる長寿命化（目標耐用年数を80年に延長）を図ることを基本としつつ、本市の状況の変化に応じて、より良い保育環境や今後のランニングコスト等を踏まえた最適な再編整備を実施していくこととします。再編整備を行うに当たっては、関連計画との整合性を図るとともに、公立保育園の果たす役割に必要なハードは整備時に反映していきます。

再編整備に当たっては、7の「再編整備の計画期間」を踏まえて進めていきます。なお、将来的な保育需要は、次表のとおりしばらくは増加していく見込みですが、増加する保育需要に対してはこれまでと同じく待機児童対策として民間保育園の整備でしっかりと確保し、再編整備後の公立保育園の定員は現行と同じ定員とします。ただし、再編を進めていく中で保育需要に変化が生じた場合は、定員を柔軟に変更することとします。

保育需要(保育園への入園申請数)の将来的な見込み

区域	R7(2025)年	R11(2029)年	差
A	681人	766人	+85人
B	1,271人	1,430人	+159人
C	1,311人	1,473人	+162人
D	584人	656人	+72人
E	1,632人	1,834人	+202人
計	5,479人	6,159人	+680人

こどもまちプロジェクト 2025-2029 (市町村子ども・子育て支援事業計画を含む)

(1) A区域

市の北部の地域です。就学前児童数は少なく、将来的な保育需要の増は大きくない区域と考えられます。この区域には公立保育園が2園あり、再編整備により区域内の公立保育園を1園に集約していきます。

【鶴が台保育園】

UR都市機構の鶴が台団地内にある公立保育園で、UR都市機構から土地を借りて運営しています(建物は市所有)。昭和45(1970)年築で55年以上が経過しており、公立保育園の中では最も古い施設です。A区域は就学前児童数が少なく、将来的に保育需要の増は大きくないことが見込まれること、また、施設の老朽化が特に著しく進んでいることから、現在の建物での受入を停止します。受入停止に当たっては、在園する児童の保育を保障する観点から、最初は0歳クラスから園児募集を停止するなど1年ごとに1クラスの募集を停止し、5年かけて受入停止を実施します。また、現在運営している定員90人の需要を、付近の民間保育園で一定数確保したうえで受入停止を行います。

【香川保育園】

JR香川駅から徒歩ですぐの場所にあり、利便性が高い保育園です。A区域の基幹保育園となる公立保育園として、今後も運営していきます。ただ、昭和47(1972)年築と建築から50年以上経過しており、建物の目標耐用年数60年が目前に迫っています。個別施設計画ではRC造の目標耐用年数は60年、大規模改修等を適切に実施した施設の目標耐用年数は80年となっていますが、これまで大規模改修は実施していません。香川駅付近で保育需要はしばらく見込めるものの、就学前児童数が今後減っていくと考えられることから、大規模改修を基本としながら、より良い保育環境や今後のランニングコスト等を踏まえた最適な再編整備を実施します。

なお、再編整備を検討した結果、区域内で移転となる可能性があります。その場合は、現在通っている園児や保護者への影響を十分に考慮した再編整備とします。

また、付近に香川駅前子育て支援センターがあり地域の子育て支援事業が実施されていることから、5の「公立保育園の役割」のうち、④の実施は一部のみとします。

(2) B 区域

市の東部の地域（JR 東海道線より北側）です。JR 辻堂駅、JR 茅ヶ崎駅付近を中心として、保育需要が高い区域です。この区域には公立保育園が 1 園あります。

【室田保育園】

公立保育園では定員が一番少ない 60 人の保育園です。昭和 58（1983）年築で 40 年以上が経過しており建物の目標耐用年数 60 年まで残り 18 年となります。区域内に 1 園のみの公立保育園であることから、公立保育園の役割を果たす基幹保育園として運営を継続していきます。

室田保育園は、これまで大規模改修を実施していないため、建物の主要部位である設備等の老朽化が進行しています。今後も施設の機能を維持継続するため、大規模改修の実施を基本としながら、より良い保育環境や今後のランニングコスト等を踏まえた最適な再編整備を実施します。

なお、再編整備を検討した結果、区域内で移転となる可能性があります。その場合は、現在通っている園児や保護者への影響を十分に考慮した再編整備とします。

(3) C 区域

市の西部の地域（JR 東海道線より北側）です。JR 茅ヶ崎駅付近を中心として、保育需要が高い区域です。この区域には公立保育園はありません。区域内には 5 の「公立保育園の役割」②の「配慮が必要な子どもの受け入れ」で先進的な取り組みをしている民間保育園が 1 園あり、また、5 の①・③・④の役割は、就学前児童数や区域内の保育園数が少ない A 区域と D 区域の公立保育園が対応していくことで C 区域内の保育・子育てをカバーすることとし、新たな公立保育園の新設はしないこととします。

(4) D 区域

市の西部の地域（JR 東海道線より南側）です。5 区域のうち就学前児童数が一番少ない区域ですが、浜見平の UR 住宅の開発が進んでおり、今後も保育需要の一定の増加が予想される区域です。この区域には公立保育園が 1 園あります。

【浜見平保育園】

UR 住宅の開発に伴い、平成 27（2015）年 4 月に D 区域内で移転しました。移転に伴い、定員を 90 人から 120 人に増員しています。公立保育園の中では一番新しい園となっています。「前方針」に基づき地域の子育て支援を積極的に行う施設として地域育児センターを併設するなど公立保育園の地域子育て支援の中心施設となっているほか、医療的ケア児の受け入れも行っています。

浜見平保育園は建物を定期賃貸借して運営しており、賃貸借の期間は令和 26（2044）年 9 月までとなっていることから、現在地で継続して公立保育園としての役割を果たす基幹保育園として運営していきます。

(5) E 区域

市の東部の地域（JR 東海道線より南側）です。5 区域のうち就学前児童数が一番多く、また、JR 辻堂駅、JR 茅ヶ崎駅付近を中心として、保育需要が高い区域です。この区域には公立保育園が 3 園あり、うち 2 園は公設公営保育園、うち 1 園は公設民営保育園（指定管理）となっています。保育需要が高く、今後もその状況が続くと考えられる区域であり、公設公営保育園 2 園のうち 1 園は公立保育園の役割を果たしていく基幹保育園とし、もう 1 園は通常保育を行う保育園として民間へ移管します。公設民営保育園は、引き続き民営で運営していくものの、同じ区域内の公立保育園を 1 園のみとするため、公設ではなく民間へ移管します。

【浜須賀保育園】

定員が 150 人と公立保育園の中では一番定員が多い保育園です。平成 17(2005)年 4 月に一部改修により定員を 120 人から 150 人に増員しています。昭和 53(1978)年築と建築から 45 年以上経過しており建物の目標耐用年数 60 年まで残り 13 年となります。浜須賀会館、つつじ学園（児童発達支援センターを運営）、浜須賀中学校と隣接しており、地域と様々な連携を図ることができることから、公立保育園の役割を果たす基幹保育園として、運営を行っていきます。

浜須賀保育園は、これまで大規模改修を実施していないため、建物の主要部位である設備等の老朽化が進行しています。今後も施設の機能を維持継続するため、大規模改修の実施を基本としながら、より良い保育環境や今後のランニングコスト等を踏まえた最適な再編整備を実施します。

なお、再編整備を検討した結果、区域内で移転となる可能性があります。その場合は、現在通っている園児や保護者への影響を十分に考慮した再編整備とします。

【小和田保育園】

定員 90 人で、JR 東海道線より南側では JR 辻堂駅から一番近い保育園となっています。平成 17(2005)年 4 月に一部改修により定員を 60 人から 90 人に増員しています。他の場所から一度移転し、平成元(1989)年築と建築から 35 年以上経過しています。立地等を考慮すると、今後も保育需要が高い保育園と考えられるため、保育は継続して実施していく必要があります。E 区域では浜須賀保育園を公立保育園の役割を果たしていく基幹保育園とすること、通常の保育は多くの民間保育園が運営を行っていることを勘案し、小和田保育園は民間へ移管する園とします。

民間移管に当たっては、現在通っている園児や保護者への影響を十分に考慮することとし、民間移管することを決定する前に入園している園児が在園している間は、民間移管は実施しないこととします。また、大幅な保育の変化を避けるため、児童福祉法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育園（市と運営法人が協定を締結し、運営に関して市が関与できる形態の保育園）として運営します。

運営法人の選定については、公募により適切な法人を選定することとし、土地を貸し付け、建物を有償譲渡する形式により民間移管することとします。

【中海岸保育園】

定員120人で、平成24(2012)年4月に開園した公設民営の公立保育園です。開園当初から指定管理者制度を導入しており、通常保育の他、病後児保育や一時預かりを実施しています。今後も民営として運営していきますが、本方針により公立保育園は各区域に1園とするため、民間へ移管するとともに、これまでの指定管理と同様に市が運営に関与できる形態とするため、小和田保育園と同じく公私連携型保育園として運営することとします。民間移管に当たっては、土地・建物ともに貸し付ける形式とします。また、現在の指定管理期間が令和10(2028)年3月までであるため、令和10年(2028)4月から民間移管の運営を開始することとします。

再編整備後の公立保育園(整備前7園→整備後4園)

区域	園名	再編整備の形態	再編整備後	役割 ※1
A	香川保育園	最適な手法による整備等	新・公立保育園	5①②③④ ※2
	鶴が台保育園	受入停止		
B	室田保育園	最適な手法による整備等	新・公立保育園	5①②③④
C	—	—	A・D 区域で対応	5①③④
D	浜見平保育園	—	新・公立保育園	5①②③④
E	浜須賀保育園	最適な手法による整備等	新・公立保育園	5①②③④
	小和田保育園	民間移管	公私連携型保育園	—
	中海岸保育園	民間移管(現在は公設民営)	公私連携型保育園	—

※1:5①②③④は、項番5の「公立保育園の役割」を示している。

※2:A区域の公立保育園は、項番5の④は一部の実施とする。

7 再編整備の計画期間

本方針の実施には整備等に多額の経費を要することから、再編整備の計画期間は、本市の他の公共施設の改修や整備予定等を踏まえて、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間を計画期間とする茅ヶ崎市実施計画2030を策定するなかで具体的に定めていきます。計画期間を定めるに当たり、3園(香川保育園・室田保育園・浜須賀保育園)の整備の時期、再編に伴う人員体制に係る鶴が台保育園の受入停止時期及び小和田保育園の民間移管の時期は、それぞれが密接に関わるものとして時期を決定します。

ただし、再編整備を行う3園とも著しく老朽化が進んでいることを踏まえ、令和8(2026)年度から概ね10年以内を再編整備の期間とします(想定する参考スケジュールは別紙2のとおり)。

また、中海岸保育園の民間移管は、現在の指定管理期間が令和10(2028)年3月までであることから、民間移管を令和10(2028)年4月とします。

8 長期的な視点による再編

10ページの「保育需要（保育園への入園申請数）の将来的な見込み」にあるように、保育需要は、しばらくは増えていく見込みです。本方針では、このような保育状況や公立保育園の役割、現行の教育・保育提供区域等を踏まえて、再編整備後（概ね10年後）の公立保育園を4園体制としています。

しかし、本市の人口は既に減少の局面に入っています。また、就学前児童数も3（3）「市内の就学前児童数・入園児童数・待機児童数等の推移」にあるように10年以上にわたり減少し続けており、直近では1年で約3%の減少となっています。全国では就学前児童数だけでなく保育需要も減少が続いています。本市でも遠くない将来、保育需要も減少する局面に入ること、そして、就学前児童数及び保育需要の減少に伴い、保育園数が減少していくことは想像できるところです。

概ね10年後に本方針による再編に伴い4園体制となった後の公立保育園の体制については、それぞれの園が建物の耐用年数（整備を実施した園は整備後の耐用年数）を迎えるまでの利用（概ね30年後）とすることを基本としつつ、就学前児童数や保育需要の減少、民間保育園の動向を踏まえて、体制の縮小を視野に入れていくこととします。ただし、5の「公立保育園の役割」や児童福祉法の趣旨を踏まえると保育が続く限りは公立保育園が必要となるため、状況に合わせた体制を維持することとします。

なお、時代の変化が激しく、10年を超えた先を見据えることは難しい情勢であるため、本市の状況が想定と大幅に異なる場合には、再度検討することとします。

9 まとめ

今後もしばらく増加すると見込まれる保育需要や、配慮が必要な子どもの受け入れ、年々厳しさが増していく子育て環境等により、本市の公立保育園が果たしていく役割はますます重要になってきます。保育・子育て支援の基幹保育園として公立保育園が果たしていくべき役割に積極的に取り組むことにより、保育・子育て支援の機能強化や質の向上を図っていくとともに、民間保育園や関係機関と手を携えて本市の子育て家庭を支えていくことにより、すべての子どもたちが未来に向かって輝いて成長することができるまちの実現を目指していきます。

【用語解説】

・ 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

・ 地域型保育事業

保育園よりも少人数の単位（定員3人以上19人以下）で、0歳から2歳までの子どもを保育する事業。本市では次の3つのタイプがある。なお、保育の支援や3歳からの受け入れを行う連携施設（保育園、認定こども園、幼稚園等）を設定することとなっている。

- ①家庭的保育事業：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
- ②小規模保育事業：少人数（定員6人以上19人以下）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
- ③事業所内保育事業：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。

・ 公私連携型保育園

児童福祉法第56条の8に規定された保育園。法人が市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、市町村と法人とで保育に関する事項等について協定を締結し、運営について市町村による一定の関与が可能となる保育園。民間の保育園となる。平成27（2015）年度に創設された制度。必要な設備の貸付けや譲渡に当たっては、当該設備を無償または時価よりも低い対価で、貸し付け、または譲渡することとなっている。

・ 保育所保育指針

保育園の保育の基本となる考え方や保育のねらい、内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。最新の指針は、厚生労働省が平成29（2017）年3月31日に告示し、平成30（2018）年4月1日から適用されている。

・ こども誰でも通園制度

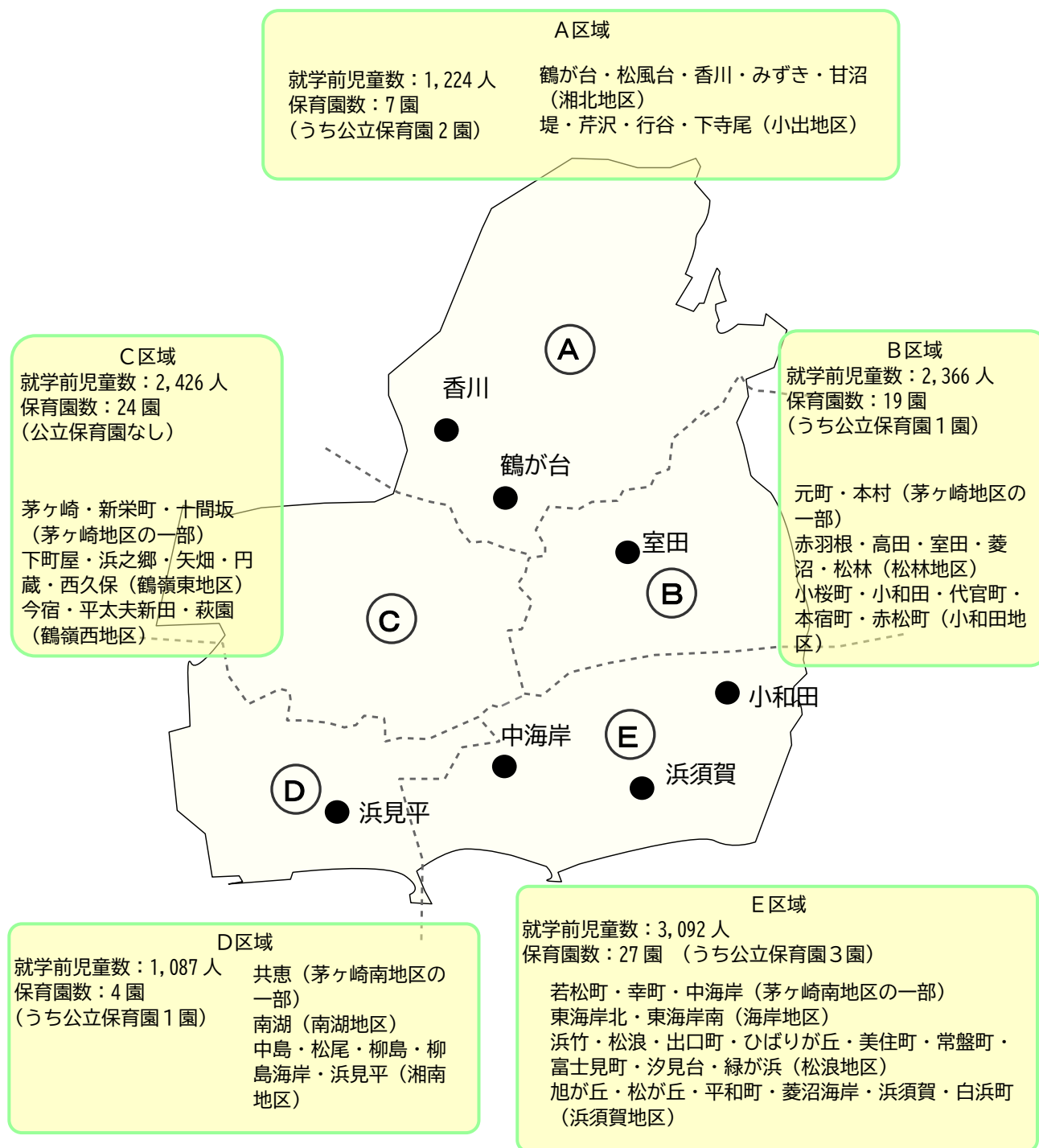
生後6か月から3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、月一定時間の利用可能枠の中で保育園等に通うことができる制度。法定事業として令和8（2026）年4月から全国で実施される。児童福祉法上の正式名称は、「乳児等通園支援事業」となっている。

・児童福祉法第24条第1項・第2項

第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

【茅ヶ崎市の教育・保育提供区域】



※令和7(2025)年4月1日現在の状況(人口は住民基本台帳に基づいて集計)

保育園には認定こども園及び地域型保育事業を含む

※●は公立保育園

【教育・保育提供区域の区分の考え方】

保護者と子どもの居宅からの移動距離、駅までの動線、鉄道網や道路網、自治会等の地域の結びつき等を考慮し、本市では、東海道線で南北、茅ヶ崎駅を中心に東西、また湘南バイパスより北を区切った5区域を教育・保育提供区域として定めています。

区域	園名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
A区域	香川		基本・実施設計								
					大規模改修		供用開始				
		仮設用地検討	仮設設計 仮設建設		仮設施設運用		仮設解体				
A区域	鶴が台		0歳受入停止	1歳受入停止	2歳受入停止	3歳受入停止	4歳受入停止	解体 全面受入停止			
B区域	室田		基本・実施設計								
					大規模改修		供用開始				
		仮設用地検討	仮設設計 仮設建設		仮設施設運用		仮設解体				
E区域	浜須賀			基本・実施設計							
						大規模改修	供用開始				
		仮設用地検討	仮設設計 仮設建設		仮設施設運用		仮設解体				
E区域	小和田					運営事業者募集・選定	引継保育実施	公私連携 保育園として運営開始			
		運営方法・募集方法等検討									

※上記は大規模改修を想定したスケジュールであり、他の手法での整備となる場合はスケジュールは異なります。

区域	園名	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年	令和12 (2030)年	令和13 (2031)年	令和14 (2032)年	令和15 (2033)年	令和16 (2034)年
E区域	中海岸	評価 方法 検討	評価 実施	移行 準備	公私連携 保育園として運営開始						

※中海岸保育園は指定管理期間が定まっているため、上記スケジュールで実施します。

公立保育園の新たな役割は、全園の再編が終了した後に全面実施としますが、それ以前に実施できるものは実施していくこととします。

公立保育園再編整備方針



令和 7（2025）年 8 月発行

発行 茅ヶ崎市こども育成部保育課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電 話 ： 0467-81-7173（直通）

F A X ： 0467-82-1435

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>